

吸収分割に関する事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

2024 年 1 月 10 日

株式会社スペースシャワーネットワーク

株式会社スペースシャワーネットワーク分割準備会社

2024 年 1 月 10 日

吸収分割に関する事前開示書類

東京都港区六本木三丁目 16 番 35 号
株式会社スペースシャワーネットワーク
代表取締役社長 林 吉人

東京都港区六本木三丁目 16 番 35 号
株式会社スペースシャワーネットワーク分割準備会社
代表取締役社長 林 吉人

株式会社スペースシャワーネットワーク（以下「スペースシャワーネットワーク」といいます。）と、スペースシャワーネットワークの完全子会社である株式会社スペースシャワーネットワーク分割準備会社（以下「分割準備会社」といいます。）は、両社の間で 2023 年 12 月 22 日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2024 年 4 月 1 日を効力発生日として、スペースシャワーネットワークを吸収分割会社とし、分割準備会社を吸収分割承継会社として、グループ経営管理事業、資産管理事業及び不動産賃貸事業を除くスペースシャワーネットワークの営む一切の事業を承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。本吸収分割に関し、会社法 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条の規定により開示すべき事項は、下記のとおりです。

なお、本吸収分割は、①2024 年 4 月 1 日を効力発生日として、スペースシャワーネットワークを株式交換完全親会社とし、株式会社 SKIYAKI（以下「SKIYAKI」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）及び②スペースシャワーネットワークが本株式交換の効力が発生していることを条件として本吸収分割を行うことにより、スペースシャワーネットワーク及び SKIYAKI が、持株会社体制への移行を伴う経営統合を行うことの一環として行われるものです。

記

1. 本吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号及び第 794 条第 1 項）
別紙 1 のとおりです。
2. 本吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ及び第 192 条第 1 号）
本吸収分割は完全親子会社間において行われるため、本吸収分割に際し、株式の割当てその他

の対価の交付は行いません。分割準備会社はスペースシャワーネットワークの完全子会社であることから、かかる内容は相当であると判断しております。

3. 本吸収分割に伴う新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号及び第 192 条第 3 号）

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ及び第 192 条第 4 号）

（1）吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

（2）吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

スペースシャワーネットワークは、SK I Y A K I との間で、2023 年 11 月 10 日付で、本株式交換に係る株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2024 年 1 月 26 日開催予定のスペースシャワーネットワーク及び SK I Y A K I の各臨時株主総会において、それぞれ承認を得た上、2024 年 4 月 1 日を効力発生日として行う予定です。

また、スペースシャワーネットワークは、2023 年 12 月 1 日付で、分割準備会社を設立いたしました。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号及び第 192 条第 6 号）

（1）吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

別紙 3 のとおりです。

（2）吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号及び第 192 条第 7 号）

（１）スペースシャワーネットワークについて

スペースシャワーネットワークの 2023 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ 5,875 百万円及び 3,124 百万円であり、本吸収分割によってスペースシャワーネットワークが分割準備会社に承継させる予定の資産の額及び負債の額の見込み額は、2023 年 3 月 31 日現在の貸借対照表を基準として、それぞれ 4,680 百万円及び 3,038 百万円です。また、2023 年 3 月 31 日から現在に至るまで、スペースシャワーネットワークの資産の額及び負債の額の見込み額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されていません。なお、本吸収分割と同日に効力が生じる予定の本株式交換において、スペースシャワーネットワークが交付する株式対価はすべてスペースシャワーネットワークの普通株式とすることが予定されています。したがって、本吸収分割の効力発生日以後のスペースシャワーネットワークの資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれています。

また、本吸収分割の効力発生日以後のスペースシャワーネットワークの収益及びキャッシュ・フローの状況について、スペースシャワーネットワークの債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、スペースシャワーネットワークの債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

（２）分割準備会社について

分割準備会社は 2023 年 12 月 1 日に設立され、その成立の日の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ 1 百万円及び 0 百万円であり、本吸収分割によって、分割準備会社がスペースシャワーネットワークから承継する予定の資産の額及び負債の額の見込み額は、上記（１）のとおり、それぞれ 4,680 百万円及び 3,038 百万円です。また、2023 年 12 月 1 日から現在に至るまで、分割準備会社の資産の額及び負債の額並びに分割準備会社がスペースシャワーネットワークから承継する予定の資産の額及び負債の額の見込み額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されていません。したがって、本吸収分割の効力発生日以後の分割準備会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれています。

また、本吸収分割の効力発生日以後の分割準備会社の収益及びキャッシュ・フローの状況について、分割準備会社の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、分割準備会社の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

以 上

別紙1 本吸収分割契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

吸収分割契約書

株式会社スペースシャワーネットワーク（以下「甲」という。）及び株式会社スペースシャワーネットワーク分割準備会社（以下「乙」という。）は、2023年12月22日付で、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割の方法）

甲は、本契約に定めるところに従い、グループ経営管理事業、資産管理事業及び不動産賃貸事業を除く甲の一切の事業（以下「本事業」という。）に関して有する第3条第1項所定の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本吸収分割」という。）。

第2条 （商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲

商号：株式会社スペースシャワーネットワーク（但し、本効力発生日（第6条において定義される。以下同じ。）付で「スペースシャワーSKIYAKI ホールディングス株式会社」に商号変更予定。）

住所：東京都港区六本木三丁目16番35号

(2) 乙

商号：株式会社スペースシャワーネットワーク分割準備会社（但し、本効力発生日付で「株式会社スペースシャワーネットワーク」に商号変更予定。）

住所：東京都港区六本木三丁目16番35号

第3条 （権利義務の承継）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細」に記載のとおりとする。
2. 本吸収分割により甲から乙に承継される債務その他の義務の引受けについては、いずれも免責的債務引受の方法による。なお、当該承継される債務その他の義務について、甲が会社法第759条第2項に基づきその履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその履行その他の負担をした全額について求償することができる。

第4条 （本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際し、甲に対し、株式その他の金銭等の対価の交付を行わない。

第5条 （乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により、乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第6条 （本吸収分割の効力発生日）

本吸収分割がその効力を発生する日（以下「本効力発生日」という。）は、2024年4月1日とする。但し、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第7条 （本契約の承認）

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約及び本吸収分割に必要な事項について、株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、会社法第796条第1項本文の規定により、本契約について株主総会の決議による承認を受けることなく本吸収分割を行う。

第8条 （本吸収分割の効力発生条件）

本吸収分割は、本効力発生日において甲及び株式会社 SKIYAKI との間の2023年11月10日付株式交換契約に基づく株式交換の効力が生じていることを条件として、その効力を生ずる。

第9条 （競業避止義務）

甲は、本吸収分割の効力発生後においても、本事業について、乙に対して一切の競業避止義務を負わない。

第10条 （本契約の変更及び解除）

甲及び乙は、本契約の締結日から本効力発生日の前日までの間において、協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第11条 （本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、第7条第1項に定める甲の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、本吸収分割の実行のために必要となる関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第12条 （準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法により解釈される。
2. 本契約に関連する甲乙間の一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）

以上の合意を証するため、本契約書の正本 2 通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 12 月 22 日

甲： 東京都港区六本木三丁目 16 番 35 号
株式会社スペースシャワーネットワーク
代表取締役社長 林 吉人



乙： 東京都港区六本木三丁目 16 番 35 号
株式会社スペースシャワーネットワーク分割準備会社
代表取締役社長 林 吉人



(別紙)

承継対象権利義務明細

乙が本吸収分割により甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、以下のとおりとする。

1. 資産

本吸収分割の効力発生の直前時において、甲が本事業に関して保有している一切の資産（知的財産権その他の無形資産を含む。）。但し、以下の各号に定めるものを除く。

(1) 本吸収分割の効力発生の直前時において、甲が保有している以下に定める会社の株式又は持分

- ① 株式会社 SKIYAKI
- ② 株式会社セップ
- ③ インフィニア株式会社
- ④ コネクトプラス株式会社
- ⑤ その他関係会社株式及び投資有価証券（但し、株式会社 SPACE SHOWER FUGA を除く。）

(2) 本吸収分割の効力発生の直前時において、甲が保有している一切の不動産

(3) 本吸収分割の効力発生の直前時において、甲が保有している商標権

(4) 本吸収分割の効力発生の直前時において、甲が保有している甲のグループ経営管理事業、資産管理事業又は不動産賃貸事業の運営のために必要な現預金、リース資産、ソフトウェア、敷金・保証金その他の資産

2. 負債及び債務

本吸収分割の効力発生の直前時において、甲が本事業に関して負担している一切の負債及び債務。但し、以下の各号に定めるものを除く。

- (1) 未払法人税等、未払消費税等、その他一切の租税債務
- (2) 甲のグループ経営管理事業、資産管理事業及び不動産賃貸事業に関連する未払債務、リース債務その他の負債及び債務
- (3) 役員賞与引当金
- (4) 役員退職慰労引当金

3. 労働関連契約

本吸収分割の効力発生の直前時において、甲が甲の従業員との間で締結している一切の雇用契約その他の契約に係る契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務

4. 契約（労働関連契約を除く。）

本吸収分割の効力発生の直前時において、甲が本事業に関して締結している一切の契約に係る契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。但し、以下に定める契約に係る契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務を除く。

- (1) 会計監査人との間で締結している監査契約及びこれに附帯又は関連する契約
- (2) 株主名簿管理人との間で締結している株主名簿管理人委託契約及びこれに附帯又は関連する契約
- (3) 金融機関との間で締結している甲の株式事務のための預金口座に関する契約及びこれに附帯又は関連する契約
- (4) 証券会社との間で締結している一切の契約及びこれに附帯又は関連する契約
- (5) 甲が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結している上場契約及びこれに附帯又は関連する契約
- (6) 甲の役員を対象とする会社役員賠償責任保険その他の保険に関する契約及びこれに附帯又は関連する契約
- (7) 以下に定める契約並びにこれらの契約において企図されている取引に関して締結している一切の契約及びこれに付帯又は関連する契約
 - ① 甲及び株式会社 SKIYAKI との間の 2023 年 11 月 10 日付経営統合契約
 - ② 甲及び株式会社 SKIYAKI との間の 2023 年 11 月 10 日付株式交換契約
- (8) 本吸収分割により甲から乙に承継されない資産又は負債及び債務に付帯又は関連する契約

5. 許認可等

本吸収分割の効力発生の直前時において、甲が本事業に関して取得している一切の免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。

以 上



別紙2 スペースシャワーネットワークの最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限や海外からの入国制限が緩和されたことなどにより、緩やかに持ち直しの動きが見られたものの、ウクライナ情勢の長期化や急激な為替の変動、世界的なインフレの進行とそれを抑制するための金融引き締めによる世界経済の減速懸念などにより、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループの事業に関連する、音楽・エンタテインメント業界においては、各種サービスのデジタルシフトが急速に進み、定額サブスクリプションの音楽配信やライブ・イベント動画配信の普及・定着により、コンテンツのデジタル配信市場が堅調な成長を続けるとともに、デジタルプラットフォームの普及により、グローバルに向けたコンテンツ提供が容易となってきました。一方で、ライブ・イベント市場については、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により回復が遅れていましたが、足下では、集客制限の緩和に伴い、十分な感染対策を行った上で、ライブ・イベント再開の動きが徐々に活発化しており、公演回数、動員数ともに回復の兆しを見せております。

このように社会・経済環境が急速に変化する中、当社グループでは、アーティスト・クリエイターに向けたデジタルを中心とするソリューションの提供や、ユーザー・ファンに向けたライブ・イベント等コンテンツを通じた感動の提供による事業成長を目指すべく、2022年5月13日に、当社グループの中期経営計画「Daylight 2024」（2022～2024年度）を公表いたしました。本中期経営計画において、当社グループの事業セグメントを「メディア セグメント」、「ライブ・コンテンツ セグメント」、「ソリューション セグメント」の3セグメントに再編するとともに、市場が縮小傾向にある既存の有料放送事業を中心とした「メディア セグメント」の収益を守りつつ、「ライブ・コンテンツ セグメント」と「ソリュ

ーション セグメント」を成長の重点領域として事業収益の拡大を目指す方針を示すとともに、今後３年間の当社グループの方向性や収益目標を掲げました。2023年３月期からの３カ年、本中期経営計画のもと、事業の成長と企業価値向上の実現に向け、事業計画を推進してまいります。

当連結会計年度におきましては、2022年５月21日、22日に、ヒップホップをテーマにした国内最大規模の新たなフェスティバル「POP YOURS」を幕張メッセ国際展示場にて開催いたしました。新しいジャンルでのフェスティバルを開拓することで、今後のライブ・コンテンツ領域の事業拡大につながる、新たな一歩を踏み出すことができました。

また、2022年８月26日、27日、28日の３日間、当社主催の夏の野外音楽フェス「SWEET LOVE SHOWER 2022」を、山梨県「山中湖交流プラザきらら」にて３年ぶりに開催することができました。自治体のガイドラインに則った収容人数において、３日間で合計６万人を動員するとともに盛況を博し、コロナ禍からの復活を果たすことが出来ました。

さらに、2023年３月11日には、当社グループのインフィニア㈱の運営するエンターテインメントカフェ「あっとほおーむカフェ」が、2025年の大阪万博開催を控え、国内はもとより海外からのさらなる需要が見込まれる大阪地区において、国内10店舗目、大阪では３店舗目となる新店舗「あっとほおーむカフェ大阪本店 3F」をオープンいたしました。

これらの取り組みなどにより、コロナ禍で大きなダメージを受けたライブ・コンテンツビジネスにおいて、復活を果たすことや、新たなジャンルでのビジネスを開拓することができただけでなく、既存のビジネスにおいてさらなる事業拡大への布石を打つことができるなど、収穫の多い１年となりました。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は15,381,132千円と前期比1,516,699千円増（同10.9%増）、営業損益は営業利益153,447千円と前期比153,583千円増（前期は営業損失135千円）、経常利益は563,763千円と前期比12,246千円増（同2.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は348,260千円と前期比225,343千円減（同39.3%減）と、増収減益となりました。

（セグメント区分の変更）

当社は、『中期経営計画「Daylight 2024」（2022～2024年度）』にて開示した内容通り、当連結会計年度より報告セグメントの変更を行っております。また、各セグメントの主な事業内容は、「5. 事業の内容」に記載しております。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更するとともに、報告セグメントへの管理コストの配賦方法を変更しております。前連結会計年度比較については、前連結会計年度の数値を変更後の報告セグメントの区分方法及び新しい配賦方法に基づき組み替えた数値で比較しております。

①メディア セグメント

有料放送事業において、番組販売売上が減少したことなどにより、前年同期比で減収減益となりました。映像制作事業においては、ライブの映像収録案件等の受注が増加したものの助成金収入が減少したことにより、前年同期比で増収減益となりました。

この結果、当セグメントの売上高は4,946,816千円と前期比485,963千円減（同8.9%減）となり、セグメント損益（経常損益）につきましてはセグメント利益（経常利益）272,826千円と前期比146,932千円減（同35.0%減）となりました。

②ライブ・コンテンツ セグメント

ライブハウス事業やエンターテインメントカフェ事業など店舗ビジネスにおいては、コロナ禍からの回復傾向が続いたことにより、前年同期比で増収増益となりました。また、イベント事業においては、当第1四半期連結会計期間に開催した、投資フェーズにある新たな大型イベント「SWEET LOVE SHOWER SPRING 2022」や「POP YOURS」の立ち上げに伴い、コスト負担が増加したものの、2022年8月に当社主催の夏の野外音楽フェス「SWEET LOVE SHOWER 2022」を3年ぶりに開催したことや、助成金収入の増加により、前年同期比で増収増益となりました。

この結果、当セグメントの売上高は5,914,038千円と前期比1,677,279千円増（同39.6%増）となり、セグメント損益（経常損益）につきましては、セグメント利益（経常利益）374,182千円と前期比313,527千円増（同516.9%増）となりました。

③ソリューション セグメント

ディストリビューション事業において、音楽配信売上が増加したものの、音楽配信の運営体制強化に向け、人員の再配置に伴う人件費等の固定費や配信システムの運用コストが増加したことなどにより、前年同期比で増収減益となりました。また、ファンクラブ事業において、受託案件が減少したことなどにより、前年同期比で減収減益となりました。

この結果、当セグメントの売上高は4,520,277千円と前期比325,383千円増（同7.8%増）となり、セグメント損益（経常損益）につきましてはセグメント損失（経常損失）91,051千円と前期比137,663千円減（前期はセグメント利益（経常利益）46,611千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の主なものは、音楽事業管理システムの追加・改修・開発に係るソフトウェア37,460千円であります。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 重要な企業再編等

該当事項はありません。

2. 主要な経営指標等の推移

区 分	第 26 期 (2020年3月期)	第 27 期 (2021年3月期)	第 28 期 (2022年3月期)	第 29 期 (2023年3月期)
売 上 高(百万円)	15,739	11,763	13,864	15,381
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	166	△202	551	563
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 は 親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	78	△210	573	348
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△)	6 円89銭	△18円61銭	51円77銭	41円71銭
総 資 産 (百万円)	7,811	7,159	7,264	7,804
純 資 産 (百万円)	4,396	4,092	3,361	3,691
1 株 当 たり 純 資 産 額	388円02銭	359円47銭	403円83銭	441円52銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第28期の期首から適用しており、第28期以降の連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

3. 関係会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株) セ ッ プ	50百万円	100.0%	ミュージックビデオ等の各種映像の企画・制作等
インフィニア(株)	3百万円	100.0%	飲食店経営、グッズ企画販売、衣装制作販売、タレントマネジメント等
コネクトプラス(株)	0.5百万円	100.0%	ファンクラブ事業の企画・運営、EC通販事業等
(株) S P A C E SHOWER FUGA	20百万円	51.0%	音楽デジタル配信等

(3) その他

持分法適用関連会社であった株式会社MASH A & Rは、2022年5月に全株式を譲渡したため、関連会社に該当しなくなり、また持分法適用の範囲から除外しております。

4. 対処すべき課題

当社グループの属する音楽業界においては、2022年（1月-12月）の音楽ソフトパッケージ総生産額が2,023億4千9百万円（前年同期比4.5%増）、デジタル音楽配信売上は1,050億1千8百万円（前年同期比17.2%増）、合計金額は3,073億6千7百万円（前年同期比8.5%増）と、4年振りとなる音楽ソフトパッケージ市場の増加に加え、デジタル音楽配信市場が堅調に成長したことで、音楽流通市場全体としての成長が継続いたしました（出所：一般社団法人日本レコード協会）。また、有料多チャンネル放送業界における、2023年3月の衛星放送契約者数（NHK-BSを除く）は、5,434,579件（前年同月比4.5%減）と、減少傾向が続いております（出所：一般社団法人衛星放送協会）。

このような環境のもと当社グループは、2022年度より2024年度の3ヶ年を対象とする中期経営計画「Daylight 2024」を策定し、2025年3月期に連結売上高200億円、経常利益10億円の達成を目標といたしております。

当社グループの既存事業である音楽ソフトパッケージ販売の停滞・縮小傾向や、継続する有料放送市場の縮小など、先行きの不透明な環境において、中期経営計画「Daylight 2024」を達成し、持続的・安定的な成長を目指すに際し、主に以下の課題があることを認識しております。

(1) 市場環境の変化への対応

放送市場の減衰が続く一方で、スマートフォンなどの普及により、音楽や映像を楽しむスタイルが多様化したことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を契機に、音楽ライブの映像配信も一般的となりました。

また、ソーシャルメディアの発展により、コンテンツのマーケティング戦略の複雑さが増しております。さらにはグローバルなプラットフォームの登場によって音楽や映像コンテンツが国境を超えることが容易となりました。国内の音楽ソフトパッケージ市場が低迷し、人口減少の懸念が拡大する一方で、アジアを中心とするグローバル市場におけるニーズの高まりもあり、日本ではまだ無名のアーティストが海外で人気を博すケースも稀ではなくなっております。

これらの変化へ対応するため、グローバル展開力の強化、映像コンテンツ制作機能の高度化、デジタルマーケティング機能のさらなる強化を実現すべく、JVパートナーであるオランダのテクノロジー企業FUGA社との連携を推進することに加え、M&Aや他社とのアライアンスも視野に、「メディア」への収益依存度を引き下げ、「コンテンツ」「ソリューション」の領域において、新たな収益獲得基盤の構築を目指すことが大きな課題と認識しております。

(2) 多様化する消費者ニーズへの対応

ミレニアル世代やZ世代と呼ばれる消費者世代が存在感を増し、消費者間の世代差が顕著となるなど、消費者ニーズの多様化が進んでおります。

このような環境下で、音楽配信及び、ライブコンテンツにおいて、当社がこれまで取り組んできたJ-ポップやJ-ロックを中心とした音楽ジャンルを超え、HIPHOPやゲーム、アイドルなど多様な音楽ジャンルと向き合い、幅広いユーザーやクライアントの獲得を目指すとともに、放送コンテンツにおいては、高年齢化する有料多チャンネルプラットフォームの視聴者層に対応すべく最適化させて行く必要があります。

また加えて、グループで培った関係性を素地として、新たなジャンル、多様な世代に向けたイベント開発を進め、消費者の支持を拡大させていくことが、重要課題であると認識しております。

(3) ヒット作品創出に向けた取り組み

当社グループの音楽ソフト関連事業は、アーティストマネジメント、原盤制作、マーケティング・プロモーション、CD/DVDなどの音楽ソフトパッケージ流通、デジタル音楽配信、著作権管理・分配を一気通貫で提供する機能を有しております。当社グループのミッションである「アーティストへのソリューション提供」、「ユーザーへのコンテンツ・感動の提供」の実現に向け、有望アーティストの発掘・育成を継続的に進めるとともに、当社グループの諸機能を駆使したコンテンツマーケティング施策を通じた価値の向上、魅力の拡散により、ヒットの創出を目指すことが、重要課題であると認識しております。

(4) 独立系・DIYアーティストサポートの拡充

インターネット環境の発展を始めとする技術の進歩により、原盤制作から、SNSを活用したプロモーション、デジタル音楽配信ディストリビューションまでを個人で行う、DIYアーティストが存在感を増しております。当社グループのあらゆる機能を活用し、DIYアーティストのキャリアアップに向けたサポートを拡充することにより、「アーティストとファンが直接結びついていく」という音楽シーンの新しい潮流において、当社の果たす役割を確立することが、大きな課題となっております。

(5) 新規事業領域への展開拡大

当社グループはさらなる成長を目指すべく、音楽エンタテインメント企業としての当社独自の強みやポジションを活かし、日本国内はもとより、海外においても人気獲得が期待され、今後も成長が見込まれる、アニメ、アイドル、キャラクター、ゲーム等、ポップカルチャー領域に対しても、積極的に取り組んで行く必要を認識しております。

また加えて、Web 3（ウェブスリー）時代の到来に向け、NFT・DAOや、メタバース、XR映像などの新技術の浸透により、今後の成長が予測される市場に対し、当社グループが提供するコンテンツ・ソリューションを高度化させていく必要があります。

これらの事業領域に向けて、当社の独自性や機能と、他社のノウハウとの融合によるコンテンツ・ソリューション提供を目指すべく、M&Aやアライアンスを積極的に検討し、事業規模の拡大に取り組むことが重要な課題であります。

(6) コーポレート・ガバナンスの推進

持続的な成長と企業価値の向上を実現するにおいては、コーポレート・ガバナンス体制の強化が重要な課題と認識しております。

的確かつ迅速な意思決定および業務執行体制、並びに適正な監督・監視体制の構築を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの実効性を一層強化するため、当社グループ全体で、リスク管理、内部統制、コンプライアンスへの取り組みを徹底するとともに、独立社外取締役の活用等を通じ、信頼性の向上と自浄能力の増強に努めてまいります。

加えて、改訂コーポレート・ガバナンス・コードへの対応を適宜進めてまいります。

(7) 人材育成の強化

以上のような様々な課題に対応し、今後一層の事業拡大を目指すにおいて、当社グループの人材の強化が必須です。当社グループの所属する音楽エンタテインメント業界のみならず、激変する市場環境へも適応でき、今後の企業価値向上に必要な人材の確保を行うとともに、優秀な人材を育成していくことが継続的な課題であります。

5. 事業の内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、『中期経営計画「Daylight 2024」（2022～2024年度）』にて開示したとおり、当連結会計年度より報告セグメントの変更を行っております。

各セグメントの主な事業内容は以下のとおりであります。

報告セグメント	主な事業内容
メディア	・有料放送事業：「スペースシャワーTV」及び「スペースシャワーTVプラス」の運営 ・オンデマンド事業：「スペースシャワーオンデマンド」の運営 ・映像制作事業：音楽ライブの映像収録やプロモーションビデオの映像制作等
ライブ・コンテンツ	・イベント事業：「SWEET LOVE SHOWER」等の主催イベントの企画運営 ・ライブハウス事業：ライブハウス「WWW」「WWWX」の運営 ・マネジメント事業：当社所属アーティストのマネジメント ・エージェンツ事業：アーティストのプロデュース・サポートなど ・アライアンス事業：協賛広告の獲得や他社とのコンテンツの共同制作など ・エンターテイメントカフェ事業：「あっとほおーむカフェ」の運営
ソリューション	・ディストリビューション事業：音楽配信やパッケージを通じた楽曲等の流通 ・ファンクラブ事業：アーティスト等のファンクラブ/ファンサイトの運営 ・EC/MD事業：グッズの企画制作やECサイト「スペシャストア」の運営

6. 主要な事業所（2023年3月31日現在）

会 社 名	事 業 所	所 在 地
当 社	本 社	東 京 都 港 区
	大 阪 オ フ ィ ス	大 阪 市 北 区
	ラ イ ブ ハ ウ ス	東 京 都 渋谷 区
(株) セ ッ プ	本 社	東 京 都 港 区
インフィニア(株)	本 社	東 京 都 千代田 区
	大 阪 オ フ ィ ス	大 阪 市 浪速 区
コネクトプラス(株)	本 社	東 京 都 港 区
(株)SPACE SHOWER FUGA	本 社	東 京 都 港 区

7. 従業員の状況（2023年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
メディア	70（13）名	－
ライブ・コンテンツ	90（24）名	－
ソリューション	50（12）名	－
全社（共通）	31（2）名	－
合計	241（51）名	9名減

- （注） 1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より、報告セグメントを従来の「メディア・コンテンツ」及び「映像制作」から「メディア」、「ライブ・コンテンツ」及び「ソリューション」に変更しております。このため、事業区分ごとの前連結会計年度末比増減の記載を省略しております。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
162（22）名	1名減	42.4歳	12.4年

- （注）従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

8. 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ．会社の現況

1．株式の状況(2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 35,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,811,354株（うち自己株式449,881株）
- (3) 株主数 4,714名
- (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
伊 藤 忠 商 事 (株)	1,650,500	19.73
(株)フジ・メディア・ホールディングス	1,650,500	19.73
K D D I (株)	1,500,000	17.93
(株)博報堂DYメディアパートナーズ	160,000	1.91
大 西 浩 太	120,000	1.43
(株)JVCケンウッド・ビクターエンタテインメント	118,400	1.41
大 野 木 弘	104,000	1.24
丸 林 耕 太 郎	84,000	1.00
(株)ソニー・ミュージックソリューションズ	80,000	0.95
キ ン グ レ コ ー ド (株)	80,000	0.95

(注) 1. 持株比率は、自己株式(449,881株)を控除して計算し、小数点第3位を切り捨てて表示しております。

- 2. 当社は、自己株式449,881株を保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。

(5) 譲渡制限付株式報酬

2022年6月29日開催の第28期定時株主総会決議に基づき、同日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬の付与のため、自己株式の処分を決議し、同年7月28日付で取締役(社外取締役を除く。)4名に対し自己株式50,119株の処分を行っております。

2．新株予約権等の状況(2023年3月31日現在)

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況(2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	近 藤 正 司	
代表取締役社長	林 吉 人	インフィニア(株) 代表取締役会長
取 締 役	案 納 俊 昭	
取 締 役	北 島 直 樹	
取 締 役	梶 原 浩	伊藤忠商事(株) 執行役員 情報・通信部門長 伊藤忠・フジ・パートナーズ(株) 代表取締役 伊藤忠テクノソリューションズ(株) 取締役
取 締 役	清 水 賢 治	(株)フジ・メディア・ホールディングス 専務取締役 (株)スカパーJSATホールディングス 取締役 (株)フジ・スタートアップ・ベンチャーズ 代表取締役 社長
取 締 役	繁 田 光 平	KDDI(株) パーソナル事業本部 マーケティング統括本部 副統括本部長
取 締 役	中 村 伊知哉	(一社)デジタルリスク協会 理事長 (一社)デジタルサイネージコンソーシアム 理事長 (一社)C i P協議会 理事長 学校法人電子学園 情報経営イノベーション専門職大学 学長 (一社)渋谷クリエイティブタウン 代表理事
取 締 役	三 浦 文 夫	関西大学 社会学部メディア専攻 教授 (一社)アーティストコモンズ 理事長

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
監 査 役（常勤）	長 谷 川 裕 朗	
監 査 役	伊 藤 修 平	伊藤公認会計士事務所 代表 みかさ監査法人 代表社員 (株)SOXアドバイザーズ 代表取締役 ネットイヤーグループ(株) 取締役（監査等委員）
監 査 役	坂 本 倫 子	岩田合同法律事務所 パートナー 富士石油(株) 監査役 (株)あらた 取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役のうち梶原 浩、清水 賢治、繁田光平、中村 伊知哉及び三浦 文夫の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち伊藤 修平及び坂本 倫子の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 中村 伊知哉、三浦 文夫、監査役 伊藤 修平の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役(常勤)長谷川 裕朗氏は、過去において長年にわたり当社の財務経理部門の責任者として業務に携わっておりました。また、監査役 伊藤 修平氏は公認会計士の資格を有しております。両氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ・2022年6月29日開催の第28期定時株主総会終結の時をもって、柳葉 聡氏は監査役を辞任いたしました。
 - ・柳葉 聡氏が監査役を辞任したことにもない、補欠監査役 坂本 倫子氏が監査役に就任いたしました。
6. 当社は、執行役員制度を導入しております。2023年4月1日現在の執行役員は、以下のとおりです。

氏 名	会社における地位	担 当
案 納 俊 昭	取締役兼常務執行役員	
北 島 直 樹	取締役兼常務執行役員	
名 取 達 利	上 席 執 行 役 員	ライブ・コンテンツ事業本部長
石田美佐緒	上 席 執 行 役 員	アーティストプロデュース事業本部長
山 中 幹 司	執 行 役 員	アライアンス事業本部長
藤 島 克 之	執 行 役 員	放送事業本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役と

の間で責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・ 社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害について補償することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性を損なわないための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補償の対象外としております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職に該当する従業員等であり、役員は保険料の1割を負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年5月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、同取締役会において取締役（社外取締役を除く）の退職慰労金制度廃止を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について常勤取締役による経営会議において協議を行っております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、また経営会議における協議を踏まえていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、前年度の業績に応じて決定する業績連動報酬、中長期の企業価値向上のインセンティブとしての譲渡制限付株式より構成される。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬(固定報酬)の個人別の報酬の額の決定に関する方針（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当

社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- c. 業績連動報酬（役員賞与）の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、売上高、経常利益、当期純利益等のグループ全体での連結業績指標を反映した現金報酬とする。報酬額は、各事業年度の目標値に対する達成度合に応じて算出され、常勤取締役による経営会議での協議を経て代表取締役社長が決定するものとし、毎年当該事業年度終了後の一定の時期に支給する。

- d. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、株主と価値共有を進めること及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを明確にすることを目的に、譲渡制限付株式とする。譲渡制限期間は、割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間とする。

譲渡制限付株式付与のために対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年10万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とする。

- e. 基本報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて、取締役の個人別の基本報酬の50%を上限とする範囲内で、業績連動報酬を決定する。譲渡制限付株式報酬は、取締役の個人別の基本報酬の50%を上限とする範囲内で基準額を定め、付与株式数を決定する。

- f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとする。

その権限の内容は、以下のとおりとする。

（基本報酬）

役位別の報酬額の基準となる役員報酬基準を常勤取締役による経営会議での協議を経たうえで定め、これに基づき具体的な金額を決定する。

（業績連動報酬）

各取締役の業績貢献度を踏まえた業績連動報酬の評価配分により金額を決定す

る。

（譲渡制限付株式報酬）

役位別の基準額を常勤取締役による経営会議での協議を経たうえで定め、取締役会における割当決議日の前営業日の当社普通株式の終値に基づき付与株式数を決定する。

② 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の個人別の報酬は、監査役の独立性を担保するため月例の固定報酬のみで構成されており、常勤・非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して、監査役の協議により決定しております。

また、常勤監査役については取締役会決議により定められた役員退職慰労金支給規程に基づき、月額報酬、在任期間を基準に支給額を算出し、株主総会の承認決議を経て、退任時又は退任後一定の時期に役員退職慰労金を支給しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2000年6月20日開催の第6期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議を受けております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。また、上記の報酬枠とは別枠にて、譲渡制限付株式報酬に係わる取締役の報酬限度額について、2022年6月29日開催の第28期定時株主総会において年額50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議を受けております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。

監査役の報酬限度額は、2000年6月20日開催の第6期定時株主総会において年額50百万円以内と決議を受けております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2022年6月29日開催の取締役会において代表取締役社長林 吉人に取締役の個人別の報酬額の具体的内容を委任する旨の決議を行っております。委任した権限の内容は、「① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項」に記載のとおりであり、委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当業務について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

⑤ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	127 (3)	91 (3)	15 (一)	4 (一)	15 (一)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	17 (2)	15 (2)	— (一)	1 (一)	— (一)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	144 (6)	106 (6)	15 (一)	6 (一)	15 (一)	11 (6)

- (注) 1. 上記には、2022年6月29日開催の第28期定時株主総会終結の時をもって辞任した社外監査役1名を含め、無報酬の社外取締役2名を除いております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 「非金銭報酬等」は、取締役4名(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬(普通株式 50,119株)であり、当事業年度の費用計上額を記載しております。

⑥ 業績連動報酬等に関する事項

当社は企業グループ経営を推進しており、当社グループ全体での利益確保を前提としていること、また、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために売上高、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益等の連結業績を業績連動報酬に係る指標としており、当事業年度における具体的な目標は内規の定めに従い代表取締役社長が設定しております。

業績連動報酬の額の決定方法は、業績に連動した計算式に則り、総原資を算出した上で、各取締役の業績貢献度を踏まえた評価配分に関しては、経営会議での協議を経て、代表取締役社長が決定しております。

当事業年度を含む売上高、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益等の連結業績の推移は、「I. 企業集団の状況 2. 主要な経営指標等の推移」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況につきましては、前記「3. (1) 取締役及び監査役の状況(2023年3月31日現在)」に記載のとおりであります。また、兼職先と当社の関係につきましては、以下のとおりであります。

- ・社外取締役 梶原 浩氏の兼職先であります伊藤忠商事(株)は、当社議決権総数の19.74%を所有する主要株主であります。
- ・社外取締役 清水 賢治氏の兼職先であります(株)フジ・メディア・ホールディングスは、当社議決権総数の19.74%を所有する主要株主であります。
- ・社外取締役 繁田 光平氏の兼職先でありますKDDI(株)は、当社議決権総数の17.94%を所有する主要株主であり、同社と当社との間には番組販売等の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会(12回開催)		監査役会(12回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
	回	%	回	%
取締役 梶原 浩	12	100.0	—	—
取締役 清水 賢治	11	91.7	—	—
取締役 繁田 光平	12	100.0	—	—
取締役 中村 伊知哉	12	100.0	—	—
取締役 三浦 文夫	12	100.0	—	—
監査役 伊藤 修平	12	100.0	12	100.0
監査役 坂本 倫子	8	80.0	9	90.0

(注) 監査役坂本倫子氏は、新任監査役(2022年6月29日就任)であるため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外役員と異なります。なお、就任後の取締役会及び監査役会の開催回数はそれぞれ10回であります。

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役 梶原 浩氏は、主に当社経営方針と戦略的見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜助言・提言を行っております。
- ・取締役 清水 賢治氏は、主に放送業界における豊富な経験をもとに、経営全般に適宜助言・提言を行っております。
- ・取締役 繁田 光平氏は、主に通信分野における豊富な経験をもとに、経営全般に適宜助言・提言を行っております。

- ・取締役 中村 伊知哉氏は、主にメディア・コンテンツ事業分野における専門家としての見地から、メディア・コンテンツ事業拡大の推進を目的として経営全般に適宜助言・提言を行っております。
- ・取締役 三浦 文夫氏は、主にメディア・コンテンツ事業分野における専門家としての見地から、メディア・コンテンツ事業拡大の推進を目的として経営全般に適宜助言・提言を行っております。
- ・監査役 伊藤 修平氏は、公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有しており、専門的見地から当社経営の適法性・適正性等を確保するために適宜助言・提言を行っております。
- ・監査役 坂本 倫子氏は、弁護士として培われた高度な専門的知識に基づき、当社経営の適法性・適正性等を確保するために適宜助言・提言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記以外に、当事業年度において前事業年度に係る追加報酬が1百万円あります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備し、年1回、当該システムの整備・運用状況につきモニタリングを実施しております。また、取締役会がその内容を確認し、当該システムの改善に継続的に取り組んでおります。

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役は、全取締役及び従業員に対し、当社グループコンプライアンスポリシーの遵守を繰り返し徹底させ、高い倫理観と社会的責任に基づいて行動する企業風土の醸成を指導するとともに、適宜、外部の専門家への確認を行い、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- ② 前項実施のため、コンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当部署を定めコンプライアンスを推進するとともに、内部監査室を設けて法令・定款及び社内諸規程の遵守を検証する。
- ③ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- ① 情報管理規程、文書管理規程、ITガイドライン等の規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 取締役及び監査役は、いつでも前項の情報を閲覧することができることとする。
- ③ 閲覧・コピー及び保管場所・保存期間等に関する不備の有無を確認し、必要に応じ規程を追加・修正する。
- ④ 保存媒体に応じ、機密性が高くかつ必要事項の検索が容易となるよう工夫し、保管・運用を行う。

(3) 損失リスクの管理に関する規程その他の体制

- ① 職務分掌規程、職務権限規程における責任体制を徹底し、日常的なリスクの把握を強化する。
- ② リスク管理規程に従い、リスクの分類整理を進め、それぞれに適した管理体制の再構築と責任者の明確化を行い、継続的な管理状況のレビューと改善を行う。
- ③ 不測の事態が発生した場合は、社長をトップとし管理担当取締役を補佐として、顧問弁護士等外部アドバイザリーを含むチームを組成して各関係ステークホルダー等への迅速な連絡と対応を行う。

(4) 取締役の職務の効率的な執行を確保するための体制

- ① 職務の効率的な執行のベースとして取締役会を原則月1回開催し、建設的な討議が行えるよう準備する。また、必要に応じ適宜臨時に開催する。
- ② 取締役会以下各種会議体において、重要な経営指標とその目標及び計画施策とその結

- 果などが明確になるよう運営を行い、業務効率と情報伝達のスピードアップを図る。
- ③ 意思決定プロセスの効率化・迅速化を進め、業務効率と情報伝達のスピードアップを図るために、執行役員制度を採用する。
- (5) 使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- ① 幹部層の意識から全従業員まで、コンプライアンスプログラムの徹底を更に進める。そのため、順次研修を実施する。
- ② 監査役会との連携の下、内部監査室が毎年内部監査計画を定め、適切に実施する。
- ③ 法令違反の懸念を発見した取締役又は当社従業員は、遅滞なく内部通報制度を活用するか、もしくは監査役へ報告する。
- (6) 企業集団における業務の適正性を確認・確保するための体制
- ① グループコンプライアンスプログラムを当社グループ共通のプログラムとして策定・共有し、それぞれ実施する。
- ② グループ会社に対する経営管理基本方針を定め、権限の明確化、重要情報の基準の明確化、迅速な情報の伝達と開示、そして方針や判断の適切なフィードバックを推進する。
- ③ グループ会社におけるリスクの把握を進め、リスク管理規程の策定などリスク毎の管理体制とリスク管理責任者の明確化を行う。
- ④ グループ内で適切な取引や会計処理が確保されるよう、グループ内取引規程を定め、実施する。
- ⑤ 子会社及び関連会社管理規程において、子会社の意思決定のうち一定の重要案件について当社の稟議決裁を義務付け、また経営に関する重要書類を当社に提出することを義務付けている。
- ⑥ 当社は、月1回、当社の取締役、執行役員及び子会社の社長が出席する事業責任者会議を開催し、子会社の業績、重要事項につき報告させる機会を設けている。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が必要と認める場合、監査役を補助する使用人を監査役の指揮下に置く。
- (8) 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- 監査役を補助する使用人は、他部署の使用人を兼務せず、その任免・異動・賃金その他の人事事項は、監査役会の同意を必要とする。
- (9) 監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び執行役員は、監査役に対して、法令に定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。
- ・ 財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定などの内容
 - ・ 業績及び業績見通しの発表の内容
 - ・ 内部監査の内容及び結果
 - ・ 内部情報提供制度に基づく情報提供の状況
 - ・ 行政処分の内容
 - ・ 前各号に掲げるものの他、監査役が求める事項
- ② 使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。
- ・ 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
 - ・ 重大な法令又は定款違反事実
- ③ 当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社

の監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

- ・当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ・重大な法令又は定款違反事実

④ 監査役は常勤取締役会の他、経営上重要な会議に適宜出席できるものとする。

(10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

グループコンプライアンスプログラムにおいて、当社グループの役職員が当社監査役に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記する。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 内部監査室は、監査役会の助言・要望を得つつ内部監査を実施するとともに、監査役と定期的に会合を持ち密接な情報交換及び連携を図る。
- ② 監査役会は代表取締役、会計監査人と定期的に意見交換会を開催するとともに、適宜、業務執行取締役及び重要な使用人からヒアリングを実施する。

(13) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 代表取締役は、子会社を含めた当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法及び当社行動基準に基づき、当社経理部門等の関連部門を中心とする十分な体制を整備し、内部統制システムの構築と運用を行うものとする。
- ② 当社及び子会社の内部統制監査部門は、子会社を含めた当社グループにおける内部統制の遵守状況及びその有効性を定期的に検証し、必要と認められる改善策・是正策を検討するものとする。
- ③ 当社及び子会社の内部統制監査部門責任者は、当社取締役会に対して、内部統制監査部門における検証結果を報告し、併せて必要と認められる改善・是正策を提言するものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制の運用状況について、情報の保存・管理は、文書管理規程及び関連規程に基づき、適切に保管及び管理を行い、必要に応じて閲覧できるようにしております。廃棄の際には、溶解処理等により、再生不可能とする処分方法にて廃棄することとしております。

使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制の運用状況について、代表取締役や管理部門から、使用人に対して適宜コンプライアンスプログラムを周知させ、コンプライアンスの遵守状況の確認と啓蒙を実施しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,346,792	流 動 負 債	3,313,703
現金及び預金	2,667,134	買 掛 金	1,820,748
受取手形及び売掛金	2,257,598	リ ー ス 債 務	6,811
商 品	56,344	未 払 金	762,014
仕 掛 品	204,698	未 払 法 人 税 等	31,797
貯 蔵 品	9,486	預 り 金	222,606
そ の 他	200,459	賞 与 引 当 金	295,143
貸 倒 引 当 金	△48,929	役 員 賞 与 引 当 金	22,946
固 定 資 産	2,456,087	そ の 他	151,635
有 形 固 定 資 産	886,805	固 定 負 債	799,154
建 物 及 び 構 築 物	1,215,115	リ ー ス 債 務	1,825
機械装置及び運搬具	17,487	退職給付に係る負債	719,684
工具、器具及び備品	782,312	役員退職慰労引当金	19,583
土 地	52,640	そ の 他	58,062
リ ー ス 資 産	85,070	負 債 合 計	4,112,858
建 設 仮 勘 定	4,400	純 資 産 の 部	
減価償却累計額及び 減 損 損 失 累 計 額	△1,270,222	株 主 資 本	3,633,959
無 形 固 定 資 産	442,786	資 本 金	100,000
商 標 権	98,184	資 本 剰 余 金	1,760,117
ソ フ ト ウ エ ア	157,973	利 益 剰 余 金	1,956,482
ソフトウェア仮勘定	167,381	自 己 株 式	△182,641
そ の 他	19,247	その他の包括利益累計額	57,813
投資その他の資産	1,126,496	その他有価証券評価差額金	57,813
投資有価証券	227,746	純 資 産 合 計	3,691,772
敷金及び保証金	266,933	負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,804,630
繰延税金資産	590,032		
そ の 他	44,049		
貸 倒 引 当 金	△2,265		
繰 延 資 産	1,750		
資 産 合 計	7,804,630		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		15,381,132
売上原価		12,913,915
売上総利益		2,467,216
販売費及び一般管理費		2,313,769
営業利益		153,447
営業外収益		
受取利息	56	
受取配当金	572	
持分法による投資利益	1,484	
為替差益	9,645	
受取賃貸料	1,740	
諸預り金戻入益	1,615	
助成金収入	464,161	
雑収入	17,111	
営業外費用		496,386
支払利息	248	
助成金返還	85,783	
雑損失	38	
経常利益		86,070
特別利益		563,763
固定資産売却益	86	
投資有価証券売却益	97,602	
その他	8,403	
特別損失		106,092
減損損失	90,705	
固定資産除却損	2,875	
その他	2,529	
税金等調整前当期純利益		96,110
法人税、住民税及び事業税	111,247	573,746
法人税等調整額	118,958	230,205
当期純利益		343,540
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△4,720
親会社株主に帰属する当期純利益		348,260

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	100,000	2,797,978	1,691,335	△1,241,000	3,348,313
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△83,113		△83,113
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			348,260		348,260
自 己 株 式 の 処 分		151		20,347	20,498
自 己 株 式 の 消 却		△1,038,011		1,038,011	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	△1,037,860	265,147	1,058,358	285,646
当 期 末 残 高	100,000	1,760,117	1,956,482	△182,641	3,633,959

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	8,051	8,051	4,720	3,361,085
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△83,113
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				348,260
自 己 株 式 の 処 分				20,498
自 己 株 式 の 消 却				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	49,761	49,761	△4,720	45,040
当 期 変 動 額 合 計	49,761	49,761	△4,720	330,686
当 期 末 残 高	57,813	57,813	—	3,691,772

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 4 社
- ・ 主要な連結子会社の名称 (株)セップ
インフィニア(株)
コネクトプラス(株)
(株)SPACE SHOWER FUGA

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

該当事項はありません。

持分法適用関連会社であった株式会社MASH A & Rは、2022年5月に全株式を譲渡したため、関連会社に該当しなくなり、また持分法適用の範囲から除外しております。

② 持分法を適用していない関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称 One Asia Music Inc.
- ・ 持分法を適用しない理由 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

- ・ 商品 先入先出法
- ・ 仕掛品 個別法
- ・ 貯蔵品 個別法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

（イ）リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 6～8年

工具、器具及び備品 2～20年

（ロ）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

無形固定資産

（イ）リース資産以外の無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウエア 5年

商標権 5～15年

ただし、映像権利（その他）については、見込収益獲得可能期間に基づく定率法を採用しております。

（ロ）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

繰延資産の処理方法

定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度賞与支給見込額の当連結会計年度対応分を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度賞与支給見込額の当連結会計年度対応分を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（イ）メディア セグメント

（i）メディア売上

メディア売上の主な内容は、有料チャンネル運営です。

上記に係る取引は、放送日に履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(ii) 映像制作売上

映像制作売上の主な内容は、ミュージックビデオ制作やライブ映像制作です。

上記に係る取引は、顧客へ納品し顧客の検収が完了した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(ロ) ライブ・コンテンツ セグメント

ライブ・コンテンツ売上の主な内容は、ライブイベントとコンセプトカフェ等の店舗ビジネスです。

上記に係る取引は、イベント及び店舗の開催日に履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(ハ) ソリューション セグメント

ソリューション売上の主な内容は、デジタル音楽配信です。

上記に係る取引は、顧客が配信した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

(イ) 退職給付に係る負債の計上基準

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(ロ) グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 繰延税金資産 590,032千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(イ) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）に従い判定された分類及び将来の合理的な見積可能期間の課税所得に基づき繰延税金資産を計上しております。

(ロ) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
将来の課税所得の見積りは、中期業績予測を基礎としており、特にデジタル音楽配信事業の成長を主要な仮定として織り込んでいます。

(ハ) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。このため、今後の経済動向によって、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

有形固定資産	886,805
無形固定資産	442,786
減損損失	90,705

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(イ) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、管理会計上の区分、投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。

資産又は資産グループのうち減損の兆候があるものについて、これらが生み出す割引前将来営業キャッシュ・フローがこれらの帳簿価額を下回る場合、有形固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(ロ) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローは、中期事業予測の数値を基礎としており、デジタル音楽配信事業の成長を主要な仮定として織り込んでいます。

(ハ) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損の兆候、割引前将来キャッシュ・フロー、回収可能価額の算定については、事業計画や経営環境等の前提条件に基づき様々な仮定を用いています。そのため、前提条件に変更が生じた場合、減損損失を認識することになる可能性があります。

3. 表示方法の変更に関する注記

エンターテインメントカフェ事業の店舗運営にかかる人件費・経費の一部につきまして、これまで「販売費及び一般管理費」としておりましたが、今後の事業収益拡大への取り組みに伴い損益管理区分を見直し、事業の実態をより適切に反映することを目的として、当連結会計年度より「売上原価」として表示区分を変更することといたしました。

なお、営業利益に与える影響はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高は、以下のとおりであります。

受取手形 3,300千円

売掛金 2,254,298千円

(2) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 79,780千円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 15,381,132千円

(2) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

①減損損失を計上した資産グループの概要

用途	場所	種類	減損損失額(千円)
動画配信サービス	㈱スペースシャワーネットワーク (東京都港区)	ソフトウェア	32,761
販売管理システム	㈱スペースシャワーネットワーク (東京都港区)	ソフトウェア	24,012
バーチャルあっとほおむカフェサービスにかかるシステム	インフィニア㈱ (東京都千代田区)	ソフトウェア	28,608
店舗設備	インフィニア㈱ (東京都千代田区)	建物及び構築物	4,487
		工具、器具及び備品	613
		機械装置及び運搬具	221
合計			90,705

②グルーピングの方法

当社グループは、管理会計上の区分、投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。

③減損損失を認識するに至った経緯

(動画配信サービス)

当該減損損失の対象となった資産は、2020年11月以降に取得した動画配信サービスの資産であります。この資産を当該サービスの提供には使用しないこととしたため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより零と評価しております。

（販売管理システム）

当該減損損失の対象となった資産は、2017年5月以降に取得したディストリビューション事業にかかる販売管理システムの資産です。2023年3月に新システムの運用が安定化したことに伴い処分することを決定した資産であり、当該資産は使用見込みがないと判断し、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより零と評価しております。

（バーチャルあっとほおーむカフェサービスにかかるシステム）

当該減損損失の対象となった資産は、2020年11月以降に取得したバーチャルあっとほおーむカフェサービスにかかるシステムの資産の一部であります。当該資産は今後の使用が見込まれなくなったため、処分を決定し、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより零と評価しております。

（店舗設備）

当該減損損失の対象となった資産は、2008年2月以降に取得したあっとほおーむカフェ店舗にかかる資産であります。2023年4月の改装に伴い処分を決定した資産であり、当該資産は使用見込みがないと判断し、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより零と評価しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	11,330,800株	一株	2,519,446株	8,811,354株

（注）発行済株式の数の減少は、自己株式の消却による減少であります。

（2）自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	3,019,446株	一株	2,569,565株	449,881株

（注）自己株式の数の減少は、自己株式の消却2,519,446株及び譲渡制限付株式報酬付与に伴う自己株式の処分50,119株による減少であります。

（3）剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2022年6月29日開催の第28期定時株主総会決議による配当に関する事項

普通株式の配当に関する事項

・ 配当金の総額	83,113千円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たり配当額	10円
・ 基準日	2022年3月31日
・ 効力発生日	2022年6月30日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
2023年6月29日開催予定の第29期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

普通株式の配当に関する事項

・ 配当金の総額	83,614千円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たり配当額	10円
・ 基準日	2023年3月31日
・ 効力発生日	2023年6月30日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、経営計画に照らして、必要な資金（銀行借入）を調達するようにしております。なお、当連結会計年度末時点の借入金はありません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に事業所を賃借する際の支出及び営業保証金であり、預入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが、2ヶ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資を目的としたものであり、リース期間は最長で決算日後3年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(ロ) 市場リスクの管理

当社グループが所有する投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	198,516	198,516	—
敷金及び保証金 (*2)	331,010	287,656	△43,353
資産計	529,526	486,172	△43,353
リース債務	8,636	8,552	△84
負債計	8,636	8,552	△84

(*1) 「現金」の他、「預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 連結貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額64,077千円であります。

(*3) 市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	29,230

(3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,667,134	—	—	—
受取手形	3,300	—	—	—
売掛金	2,254,298	—	—	—
合計	4,924,733	—	—	—

(4) リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	6,811	743	760	321	—	—
合計	6,811	743	760	321	—	—

(5) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(6) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	198,516	—	—	198,516
資産計	198,516	—	—	198,516

(7) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	287,656	—	287,656
資産計	—	287,656	—	287,656
リース債務	—	6,074	—	6,074
負債計	—	6,074	—	6,074

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

相場価格を用いて評価しております。活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

時価は、期末から返還までの見積り期間に基づき、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

時価は、元利金の合計額を、同様のリース取引をおこなった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しているため、レベル2の時価に分類しております。なお、流動負債に計上したリース債務と固定負債に計上したリース債務を合算して表示しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、神奈川県鎌倉市に、賃貸用の建物（土地を含む。）を保有しております。2023年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,551千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）であります。賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(2) 賃貸等不動産時価に関する事項

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
44,290	—	44,290	28,190

（注） 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

当連結会計年度末の時価は、不動産鑑定士による評価額又は、一定の評価額（実勢価格又は査定価格）や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく評価によっております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント				合計
	メディア	ライブ・コンテンツ	ソリューション	計	
売上高					
メディア売上	3,181,564	—	—	3,181,564	3,181,564
ライブ・コンテンツ売上	—	5,914,038	—	5,914,038	5,914,038
ソリューション売上	—	—	4,520,277	4,520,277	4,520,277
映像制作売上	1,765,252	—	—	1,765,252	1,765,252
顧客との契約から生じる収益	4,946,816	5,914,038	4,520,277	15,381,132	15,381,132
外部顧客への売上高	4,946,816	5,914,038	4,520,277	15,381,132	15,381,132

（注）当連結会計年度より、報告セグメントを従来の「メディア・コンテンツ」、「映像制作」から「メディア」、「ライブ・コンテンツ」及び「ソリューション」に変更しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約及び履行義務については、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④収益及費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度（千円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,302,968
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,257,598
契約負債（期首残高）	257,048
契約負債（期末残高）	79,780

契約負債は、期首残高については主に当社主催のライブイベントにかかる顧客からの前受金に関連するものであり、期末残高については主に将来の履行義務にかかる対価の一部を顧客から受け取った前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 441円52銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 41円71銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,006,539	流 動 負 債	2,390,484
現金及び預金	1,477,808	買 掛 金	1,479,053
受 取 手 形	3,300	リ ー ス 債 務	6,811
売 掛 金	1,996,759	未 払 金	473,452
商 品	22,042	未 払 法 人 税 等	11,204
仕 掛 品	97,405	契 約 負 債	36,139
貯 蔵 品	1,827	預 り 金	191,948
前 払 費 用	100,287	賞 与 引 当 金	171,542
関係会社短期貸付金	205,000	役 員 賞 与 引 当 金	15,812
未 収 入 金	107,771	そ の 他	4,518
そ の 他	33,877	固 定 負 債	734,490
貸 倒 引 当 金	△39,540	リ ー ス 債 務	1,825
固 定 資 産	1,869,034	退 職 給 付 引 当 金	668,509
有 形 固 定 資 産	523,665	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	6,093
建 物	798,295	そ の 他	58,062
工具、器具及び備品	631,339	負 債 合 計	3,124,974
土 地	52,640	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	85,070	株 主 資 本	2,692,785
減価償却累計額及び	△1,043,680	資 本 金	100,000
減 損 損 失 累 計 額		資 本 剰 余 金	1,760,297
無 形 固 定 資 産	331,910	資 本 準 備 金	977,579
商 標 権	97,760	そ の 他 資 本 剰 余 金	782,718
ソ フ ト ウ エ ア	92,295	利 益 剰 余 金	1,015,129
ソフトウエア仮勘定	122,631	利 益 準 備 金	27,170
そ の 他	19,222	そ の 他 利 益 剰 余 金	987,959
投資その他の資産	1,013,458	繰 越 利 益 剰 余 金	987,959
投 資 有 価 証 券	227,746	自 己 株 式	△182,641
関 係 会 社 株 式	123,479	評 価 ・ 換 算 差 額 等	57,813
破 産 更 生 債 権 等	2,265	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	57,813
敷 金 及 び 保 証 金	162,749	純 資 産 合 計	2,750,598
繰 延 税 金 資 産	458,818	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,875,573
そ の 他	40,664		
貸 倒 引 当 金	△2,265		
資 産 合 計	5,875,573		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		10,473,683
売 上 原 価	利 益		8,823,650
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,650,032
営 業 損 失 (△)			1,905,174
営 業 外 収 益			△255,142
受 取 利 息		3,104	
受 取 配 当 金		150,572	
為 替 差 益		10,665	
受 取 賃 貸 料		1,740	
業 務 受 託 手 数 料		43,017	
諸 預 り 金 戻 入 益		1,615	
助 成 金 収 入		438,184	
雑 業 外 費 用		14,633	663,533
支 払 利 息		248	
雑 損 失 益		31	280
経 常 利 益			408,110
特 別 利 益			
特 投 資 有 価 証 券 売 却 益		190,000	190,000
特 別 損 失			
減 損 損 失		56,774	
固 定 資 産 除 却 損		338	
そ の 他		2,529	59,641
税 引 前 当 期 純 利 益			538,468
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		△25,944	
法 人 税 等 調 整 額		149,665	123,720
当 期 純 利 益			414,748

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	100,000	977,579	1,820,579	2,798,158	27,170	656,324	683,494
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△83,113	△83,113
当 期 純 利 益						414,748	414,748
自己株式の処分			151	151			
自己株式の消却			△1,038,011	△1,038,011			
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	△1,037,860	△1,037,860	—	331,634	331,634
当 期 末 残 高	100,000	977,579	782,718	1,760,297	27,170	987,959	1,015,129

	株主資本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,241,000	2,340,652	8,051	8,051	2,348,704
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△83,113			△83,113
当 期 純 利 益		414,748			414,748
自己株式の処分	20,347	20,498			20,498
自己株式の消却	1,038,011	—			—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			49,761	49,761	49,761
当期変動額合計	1,058,358	352,133	49,761	49,761	401,894
当 期 末 残 高	△182,641	2,692,785	57,813	57,813	2,750,598

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

・ 商品

先入先出法

・ 仕掛品

個別法

・ 貯蔵品

個別法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（イ）リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

工具、器具及び備品 2～20年

（ロ）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

② 無形固定資産

（イ）リース資産以外の無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

商標権 10～15年

ただし、映像権利（その他）については、見込収益獲得可能期間に基づく定率法を採用しております。

（ロ）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度賞与支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度賞与支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合退職金要支給額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」の「(イ) メディア セグメント (i) メディア売上」及び「(ハ) ソリューション セグメント」において同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 458,818千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、当該事項の注記を省略しております。

(2) 固定資産の減損損失

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

有形固定資産	523,665
無形固定資産	331,910
減損損失	56,774

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、当該事項の注記を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

区分掲記されたものの以外の関係会社に対する金銭債権・債務は次のとおりであります。

- ① 短期金銭債権 734,558千円
- ② 短期金銭債務 40,072千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- ①売上高 64,718千円
- ②事業費 253,037千円
- ③その他の営業取引高 883千円
- ④営業取引以外の取引高 209,033千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	3,019,446株	一株	2,569,565株	449,881株

(注) 自己株式の数の減少は、自己株式の消却2,519,446株及び譲渡制限付株式報酬付与に伴う自己株式の処分50,119株による減少であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	2,108
退職給付引当金	231,304
賞与引当金	59,353
貸倒引当金	14,464
投資有価証券及び会員権評価損	41,445
棚卸資産	16,421
株式報酬費用	5,319
繰越欠損金	70,918
その他	98,671
繰延税金資産小計	540,006
評価性引当額	△35,794
繰延税金資産合計	504,212
繰延税金負債	
負債調整勘定	14,807
その他有価証券評価差額金	30,586
繰延税金負債合計	45,393
繰延税金資産の純額	458,818

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の 関 係				
子会社	インフィニア㈱	3	飲食店経営、 グッズ企画販売、 衣装制作販売、 タレントマネジ メント事業等	直接 100	4 名	資 金 貸 付	貸付の実行	—	関係会社 短期貸付金	200,000
							利息の受取 (注)	2,600		
子会社	コネクトプラス㈱	0.5	ファンクラブ事業 の企画・運営、E C 通販事業等	直接 100	2 名	資 金 貸 付	貸付の実行	380,000	関係会社 短期貸付金	5,000
							貸付の回収	385,000		
							利息の受取 (注)	458		
子会社	㈱SPACE SHOWER FUGA	20	音楽デジタル配信等	直接 51.00	1 名	音楽デジタル配信 の 販 売 委 託	音楽デジタル 配信の販売委託	—	売 掛 金	639,606
							手数料の收受 (注)	59,669	売 掛 金	6,288

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場価格等を参考の上協議決定しております。
資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 328円96銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 49円68銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

株式会社スペースシャワーネットワーク
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 出 健 治
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 中 根 正 文
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スペースシャワーネットワークの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スペースシャワーネットワーク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

株式会社スペースシャワーネットワーク
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 出 健 治
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 中 根 正 文
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スペースシャワーネットワークの2022年4月1日から2023年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役間で監査の実施状況及び結果について定期的に審議を行うほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）に関し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、当該決議に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

株式会社スペースシャワーネットワーク 監査役会

常勤監査役 長谷川 裕朗 (印)

監査役 伊藤 修平 (印)

監査役 坂本 倫子 (印)

(注) 監査役 伊藤 修平及び坂本 倫子の両氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

別紙 3 分割準備会社の成立の日における貸借対照表

貸 借 対 照 表
(2023 年 12 月 1 日現在)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1, 000, 000	流動負債	0
現金及び預金	1, 000, 000	固定負債	0
固定資産	0	負債合計	0
		純資産の部	
		株主資本	1, 000, 000
		資本金	1, 000, 000
		資本準備金	0
		純資産合計	1, 000, 000
資産合計	1, 000, 000	負債・純資産合計	1, 000, 000